

# トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の拡充について

- 就職氷河期世代等の支援施策として、就職氷河世代も含めた生活困窮者を雇い入れる事業主の支援のため、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）（以下「トライアル雇用助成金」という。）と特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（以下特開金（生開コース）」という。）の拡充を行う。

## 改正前

## 改正後

### トライアル雇用助成金

対象労働者のうち、  
「その他就職の援助を行うに  
当たつて特別の配慮を要する者  
として厚生労働大臣が定める  
者」の範囲

生活困窮者であつて、都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所設置町村が、都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づき、公共職業安定所に対し期間を定め職業紹介、職業指導等を行うことを要請した者であつて、公共職業安定所が職業紹介、職業指導等を行ったもの

生活困窮者のうち、  
①生活困窮者自立相談支援事業  
②生活困窮者就労準備支援事業  
③認定生活困窮者就労訓練事業  
による就労の支援の対象者  
を追加

### 特開金（生開コース）

トライアル雇用の対象労働者を  
継続して雇い入れた場合の  
特開金受給可否

特開金（生開コース）は  
受給不可

特開金（生開コース）の  
支給要件を満たしていれば  
第2期を受給可

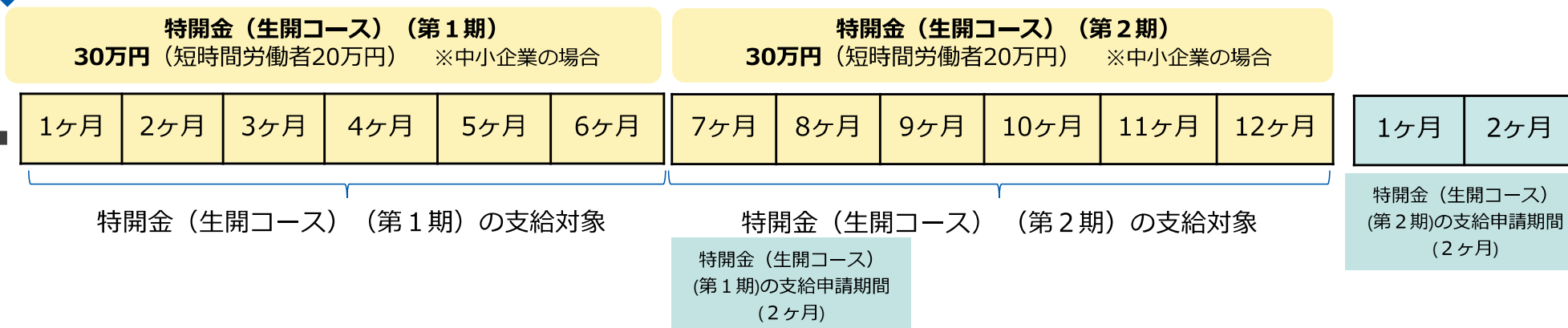
# トライアル雇用助成金と特開金（生開コース）の接続について

○ 以下のとおり、トライアル雇用助成金と特開金（生開コース）の第2期の支給を可能にする改正を行う。

## 現行 特開金（生開コース）の助成対象期間は1年間。6ヶ月ごとの支給対象期間で2回支給。

無期雇用として雇入れ

ハローワークなどの紹介



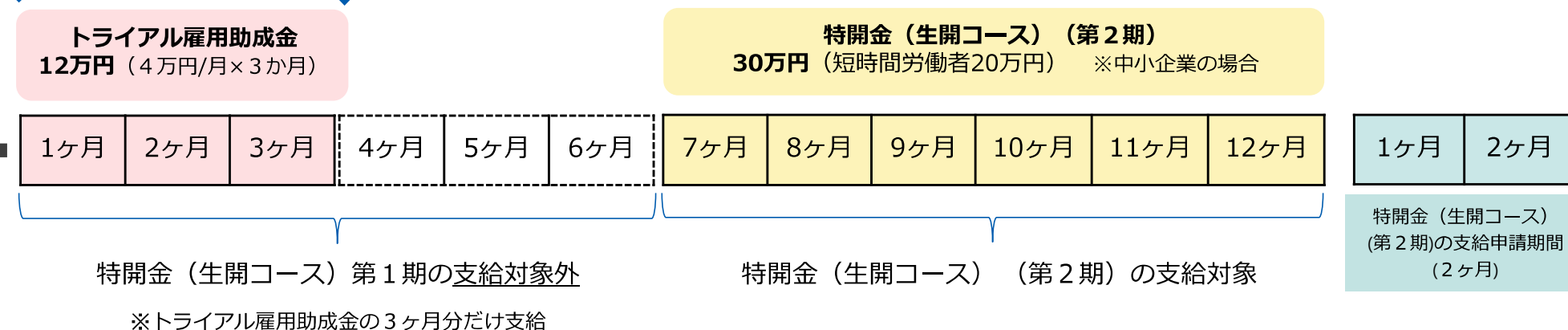
## 令和8年度改正後

## トライアル雇用後の継続雇用により、特開金（生開コース）（第2期）の支給を可能にする。

※現行はトライアル雇用助成金と特開金（生開コース）を両方支給することはできない。

トライアル雇用として雇入れ トライアル雇用終了後、継続雇用に移行

ハローワークなどの紹介

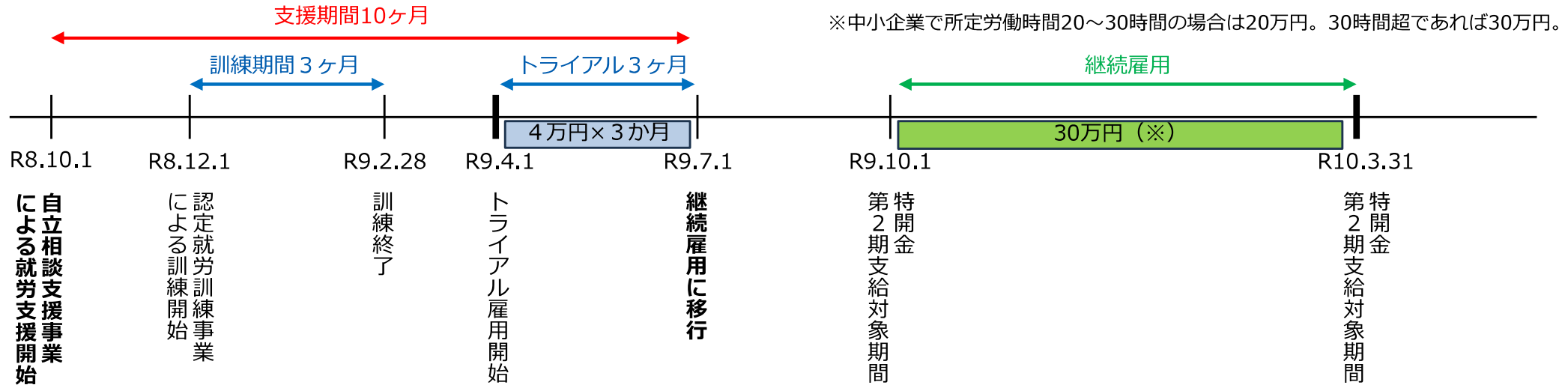


# トライアル雇用助成金と特開金（生開コース）の支給に当たって留意すべきケース

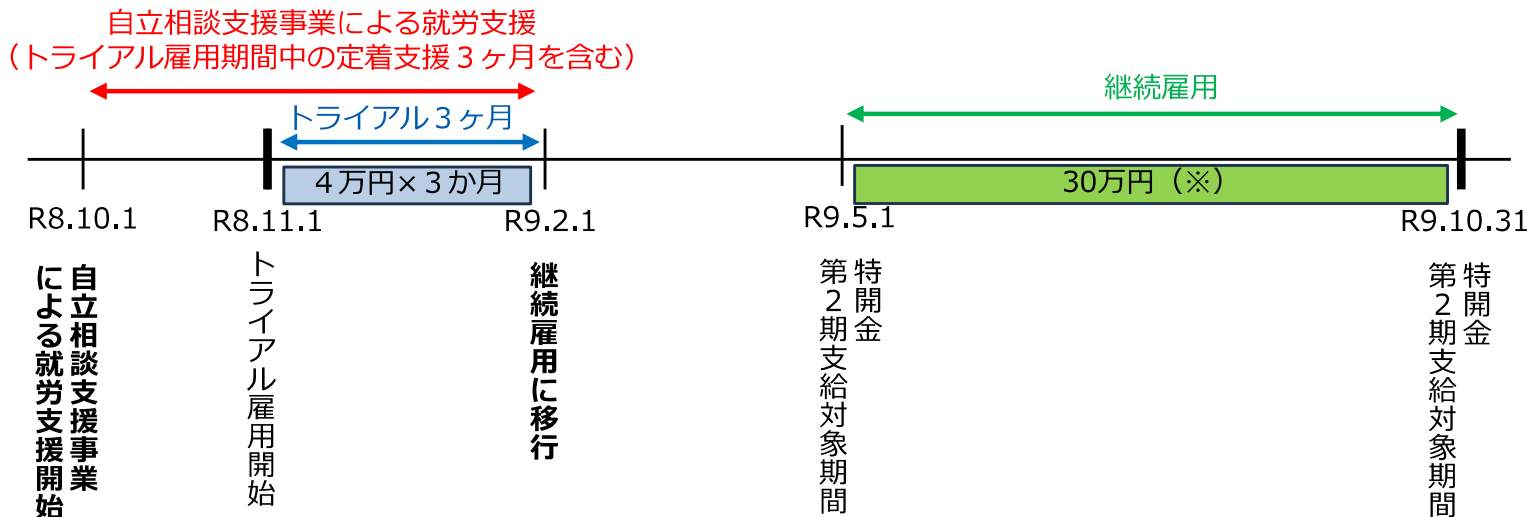
<生開コース対象者>

雇入日（下図だと継続雇用開始日）において、ナビ事業・被保護者就労支援事業・生活困窮者自立相談支援事業による就労支援により「3か月を超えた就労支援」を受けている者

## ■特開金（生開コース）を支給可能なケース



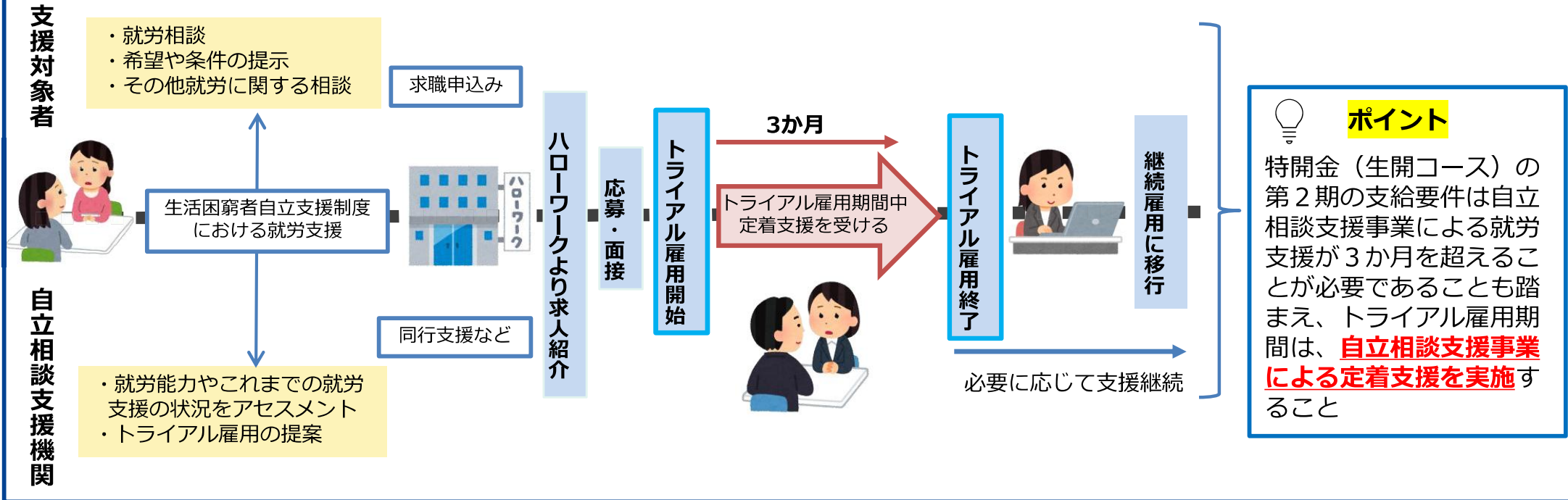
## ■特開金（生開コース）の支給に当たって留意すべきケース



★トライアル雇用期間中に**自立相談支援事業による就労支援**を実施することで、特開金（生開コース）支給の要件である「3か月を超えた自立相談支援事業による就労支援」の要件を満たすようにし、**特開金（生開コース）第2期を支給可能**とすること

# (参考) トライアル雇用助成金→特開金 (生開コース) の接続の流れ

## 自立相談支援機関での支援の流れ



## 受入企業から見た場合

